

事前質疑について

《質疑①》

・よくニュースなどで、市（行政）として把握していたが警察には通報していなかったというような報道がある。虐待対応する中で、どこまでの案件（虐待内容）であれば警察に通報したほうがいいのかという法的な根拠はあるか。

《回答》

障害者虐待防止法に警察への通報に関する根拠規定はない。参考として、刑事訴訟法に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発をしなければならない」（第 239 条 2 項）という規定がある。同規定の解釈として、当該公務員には事案の重大性、行政運営に与える影響等の諸要素を考慮のうえ、告発するかどうかの裁量があるとされている。

したがって、被虐待者の生命・身体に危険が及んでいないか等の事案の重大性や被虐待者の処罰感情等を総合的に考慮したうえで、警察に通報すべきか各市町村に判断していただきたい。

《質疑②》

・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案が疑われる相談を受けたが、虐待を行ったとされる職員は事業所を休職しており、任意で事業所側に協力が求められない場合、虐待疑い行為の真偽が不明となる為、障害者虐待防止法により市側が強制的に事情聴取できるか。

《回答②》

障害者虐待防止法 19 条は、通報等を受けた場合の措置として、「社会福祉法、障害者総合支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする」と規定している。したがって、任意の協力が得られない場合、社会福祉法 56 条 1 項、障害者総合支援法 48 条 1 項等を根拠として報告徴収、立入調査等を行うことが考えられる。留意点として、権限はいつでも発動できるわけではなく、調査が必要と認められる場合に限られる。その点はコア会議等で組織的に判断していただくことになる。